認定申請書

(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第1号から第6号まで若しくは同項第15号又は同条第16項第1号から第6号まで若しくは第11号の事由に該当する場合)

年 月 日

都道府県知事 殿

郵 便 番 号 会 社 所 在 地 会 社 名 電 話 番 号 代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「法」という。)第12条第1項の認定(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第6条第1項第1号から第6号まで若しくは同項第15号又は同条第16項第1号から第6号まで若しくは第11号の事由に係るものに限る。)を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 主たる事業内容
- 2 資本金の額又は出資の総額
- 3 常時使用する従業員の数

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 申請者が個人である場合、記名欄には郵便番号、住所、氏名及び電話番号を記載する。
- 3 次に掲げる書類を添付する。
 - (1) 申請書(別紙1及び2を含む。)の写し
 - (2) 施行規則第7条第1項各号に掲げる書類(同項の規定により提出すべきこととなるものに限る。)
 - (3) その他別紙の事由等ごとに提出が求められている書類

(記載要領)

申請者は以下の要領に従って、法第12条第1項の認定要件を満たすことを示す。

- 1 経営の承継を行うこととなった原因 別紙1の該当する事項を記載する。
- 2 事業活動に支障を生じさせる事由 別紙2の該当する事項を記載する。

経営の承継を行うこととなった原因

- 1 申請者が会社である場合は、下記の該当する事項を記載する。
 - (1) 代表者(代表者であった者を含む。)が死亡したこと。

氏名

死亡日

(提出書類)

戸籍謄本等

(2) 代表者が退任したこと。

氏名

退任日

退任理由

(提出書類)

登記事項証明書等

- 2 申請者が個人である場合は、下記の該当する事項を記載する。
 - (1) 他の中小企業者である個人が死亡したこと。

氏名

死亡日

(提出書類)

戸籍謄本等

(2) 他の中小企業者が事業を譲渡した(する)こと。

氏名

事業を譲渡した(する)日

(提出書類)

他の個人である中小企業者との間の事業の譲渡に関する契約書

事業活動の継続に支障を生じさせる事由

- 1 申請者が会社であり、法第13条第1項に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。
 - (1) 申請者が、当該申請者以外の者が有する株式を取得する必要があること。 取得する株式の価格

(提出書類)

- 1 認定申請日における株主名簿の写し
- 2 申請者が譲受けの申込みをしようとする自己の株式の価格を証する書類
- (2) 申請者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。 取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称及び価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者及び金額 支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者及び金額

(提出書類)

- 1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書(当該事業用資産等が不動産である場合に限る。)及び当該事業用資産等の価格を証する書類
- 2 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類
- (3) 申請者の売上高等が減少することが見込まれること。

申請者の代表者(代表者であった者を含む。)が死亡又は退任した後の3月間における 売上高等の合計の見込額(A)

上記の前年の同時期における3月間の売上高等の合計(B) 売上高等の見込減少割合(%、100-A/B×100)

(提出書類)

申請者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類

(記載要領)

「売上高等の合計の見込額」については、代表者(代表者であった者を含む。)が 死亡又は退任した後3月以上経過している場合には、実績を記載する。

(4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

仕入先の名称及び所在地

仕入先からの仕入額(A)

仕入額の総額(B)

仕入先からの仕入額の割合(%、A/B×100) 取引条件の設定又は変更の内容

(提出書類)

仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更 が行われたことを証する書類

(記載要領)

「仕入先」については、「申請者の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合」が20%以上の者を記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(5) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

取引先金融機関の名称及び所在地

取引先金融機関からの借入金額(A)

借入金額の総額(B)

取引先金融機関からの借入金額の割合(%、A/B×100)

借入条件が悪化した内容

借入金額が減少した内容

与信取引が拒絶された内容

その他金融機関との取引に係る支障が生じた内容

(提出書類)

取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことを証する書類

(記載要領)

「取引先金融機関」については、「申請者の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合」が20%以上の者を記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(6) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

(留意事項)

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。

- 2 申請者が個人であり、法第13条第1項に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。
 - (1) 申請者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。 取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格 取得する動産の名称と価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額 支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額

(提出書類)

- 1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書(当該事業用資産等が不動産である場合に限る。)及び当該事業用資産等の価格を証する書類
- 2 申請者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを証する書類
- (2) 申請者が事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。 相続税又は贈与税の見込額

(提出書類)

申請者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した事業用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

(3) 申請者の売上高等が減少することが見込まれること。

他の個人である中小企業者が死亡又は他の個人である中小企業者が営んでいた事業 を譲渡した後の3月間における売上高等の合計の見込額(A)

上記の前年の同時期における3月間の売上高等の合計(B)

売上高等の見込減少割合(%、100-A/B×100)

(提出書類)

申請者の売上高等が減少することが見込まれることを証する書類

(記載要領)

「売上高等の合計の見込額」については、他の個人である中小企業者の死亡又は 他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後3月以上経過している場 合には、実績を記載する。

(4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について申請者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。

仕入先の名称及び所在地

仕入先からの仕入額(A)

仕入額の総額(B)

仕入先からの仕入額の割合(%、A/B×100)

取引条件の設定又は変更の内容

(提出書類)

仕入先からの仕入れに係る取引条件が不利益となる設定又は変更が行われたこと を証する書類

(記載要領)

「仕入先」については、「申請者の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合」が20%以上の者を記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(5) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。

取引先金融機関の名称及び所在地

取引先金融機関からの借入金額(A)

借入金額の総額(B)

取引先金融機関からの借入金額の割合(%、A/B×100)

借入条件が悪化した内容

借入金額が減少した内容

与信取引が拒絶された内容

その他金融機関との取引に支障が生じた内容

(提出書類)

取引先金融機関からの借入れに係る返済方法その他の借入条件の悪化、借入金額の減少又は与信取引の拒絶その他の取引先金融機関との取引に係る支障が生じたことを証する書類

(記載要領)

「取引先金融機関」については、「申請者の借入金額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入金額の割合」が20%以上の者を記載する。なお、該当する者が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。

(6) 申請者がその事業用資産等をもってする分割に代えて当該申請者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。

遺産の分割により負担する債務の金額

(提出書類)

遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

(7) 申請者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。

遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額

(提出書類)

遺留分侵害額の請求に基づき金銭の支払を命ずる判決書又は金銭を支払う旨の和 解契約書、和解の調書若しくは調停の調書

(8) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

(留意事項)

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。

3 申請者が会社であり、その代表者が法第13条第2項に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。

(1) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。

取得する株式等の価格

(提出書類)

- 1 認定申請日における株主名簿の写し
- 2 申請者の代表者が譲受けの申込みをしようとする株式等の価格を証する書類
- (2) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格 取得する動産の名称と価格 返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額

(提出書類)

- 1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書(当該事業用資産等が不動産である場合に限る。)及び当該事業用資産等の価格を証する書類
- 2 申請者又はその代表者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを 証する書類
- (3) 申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

相続税又は贈与税の見込額

(提出書類)

申請者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した株式等若しくは事業 用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

(4) 申請者の代表者が当該申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて 当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。 遺産の分割により負担する債務の金額

(提出書類)

遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

(5) 申請者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。 遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額

(提出書類)

遺留分侵害額の請求に基づき金銭の支払を命ずる判決書又は金銭を支払う旨の和 解契約書、和解の調書若しくは調停の調書 (6) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

(留意事項)

本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。

本支援措置については、主たる取引関係を有する金融機関を通じて申し込むものとする。

- 4 申請者が会社であり、その代表者が法第14条第1項に規定する支援措置の利用を予定する場合には、次の事業活動の継続に支障を生じさせる事由ごとに該当する事項を記載する。
 - (1) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。

取得する株式等の価格

(提出書類)

- 1 認定申請日における株主名簿の写し
- 2 申請者の代表者が譲受けの申込みをしようとする株式等の価格を証する書類
- (2) 申請者の代表者が、当該申請者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。

取得する不動産の所在地及び地番又は家屋番号並びに価格

取得する動産の名称と価格

返済を行う申請者に対する貸付金に係る債権者と金額

支払を行う申請者に対する未収金に係る債権者と金額

(提出書類)

- 1 申請者が譲受けの申込みをしようとする事業用資産等の登記事項証明書(当該事業用資産等が不動産である場合に限る。)及び当該事業用資産等の価格を証する書類
- 2 申請者又はその代表者以外の者が当該申請者の事業用資産等を有していることを 証する書類
- (3) 申請者の代表者が株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。

相続税又は贈与税の見込額

(提出書類)

申請者の代表者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した株式等若しくは事業 用資産等に係る相続税又は贈与税の見込額を記載した書類 (4) 申請者の代表者が当該申請者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。

遺産の分割により負担する債務の金額

(提出書類)

遺産の分割に係る和解契約書、審判書又は調停の調書

(5) 申請者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。 遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額

(提出書類)

遺留分侵害額の請求に基づき金銭の支払を命ずる判決書又は金銭を支払う旨の和 解契約書、和解の調書若しくは調停の調書

(6) その他諸費用が生じたこと。

諸費用の内容と金額

(提出書類)

諸費用が生じていることを証する書類

(留意事項)

本認定とは別に、金融機関による金融上の審査がある。